

特定非営利活動法人まこと 利益相反防止規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まこと（以下「法人」という。）における、法令又は法人の定款・規程・内規等に定める利益相反並びに特別な利益供与の禁止及び防止のため、役職員等の自己申告に関して必要な事項を定めることにより、法人の公正且つ適正な事業活動の確保を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、役職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程においては、次に掲げる用語は各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反等の起因となる可能性のある状態等

法人の役職員等が法人の職務を通じて、法人と相反する若しくは特別な利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす起因となる可能性がある状態若しくは行為

(2) 利益相反となる取引

法人の役職員等が法人の職務を通じて、法人と相反する利益（金銭、地位、利権等、利益の種類を問わない）を自己又は第三者にもたらす取引

(自己申告)

第4条 役職員等は、前条に規定する利益相反に関する状態等及び取引（具体的には別紙に掲げる通り）につき、就任時又は採用時には該当の有無及びその内容、新たに生じる時には事前にその内容に関し、理事長に対して別に定める書式により自己申告を行うものとする。

2 前項の申告以降、申告事項の変更の有無及びその内容に関しては、定期的に毎年度当初に理事長に対して別に定める書式により申告するものとする。

3 前二項における申告が理事長による場合は、副理事並びに監事に対して行うものとする。

(申告後の対応)

第5条 前条第1項及び第2項の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認及び必要に応じ詳細調査を行った後、副理事との協議及び必要に応じコンプライアンス委員会からの意見聴取の上、必要と判断した場合には、当該申告を行った者に対して法人との

利益相反の防止又は適正化のために必要な措置を求める。なお、副理事による申告の場合、理事長は監事と協議するものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条の規定に基づく申告の内容及び提出された書面は、理事長、副理事、監事限り（コンプライアンス委員会から意見聴取を行った場合は同委員会を含む）として、秘密保持及び管理を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 2年 10月 1日から施行する